



監督署だより

平成29年10月号
発行：古川労働基準監督署

平成30年4月から

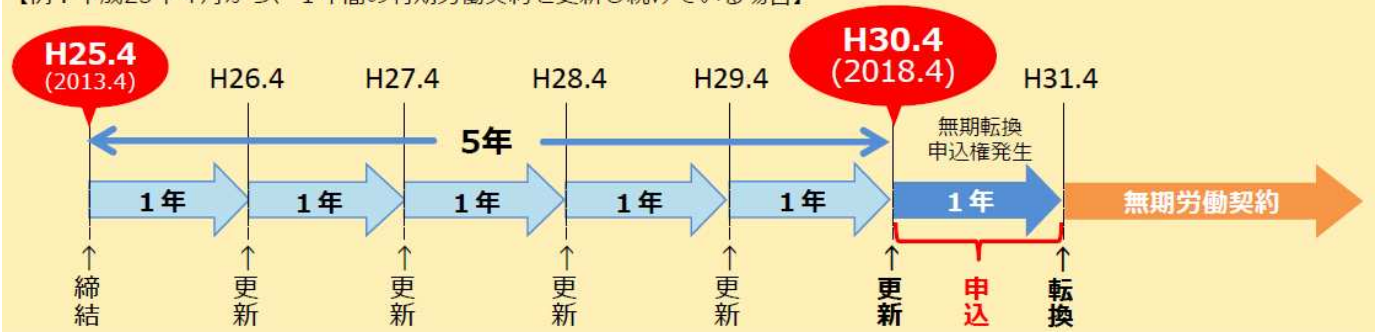
はじまります 無期転換ルール

無期転換ルールとは

平成24年8月に成立した「改正労働契約法」(平成25年4月1日施行)により、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、有期契約労働者の申込により、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できる雇用に関する新たなルールです。

通算5年のカウントは、平成25年4月1日以降に締結した有期労働契約から開始します。

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



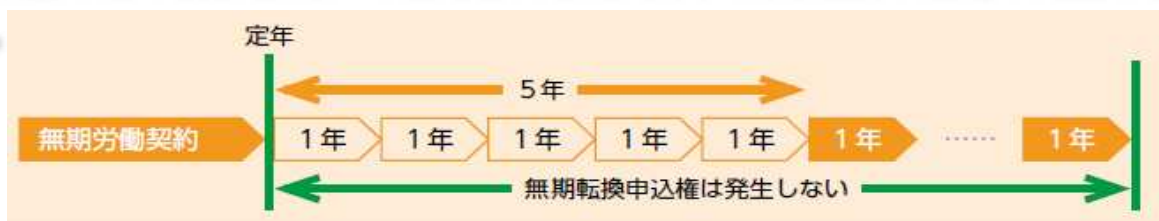
* 無期労働契約の労働条件(職務、勤務地、賃金、労働時間など)は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。**労働条件を変える場合は、別途、就業規則などの改定などが必要**となります。

「対象となる社員」は？

- 一般的に「パートタイマー」「アルバイト」「契約社員」などと呼ばれている社員ですが、これらに限らず、独自に位置づけている雇用形態(準社員、パートナー社員、メイト社員など)についても、契約期間の定めのある場合は、その名称にかかわらず、すべて「無期転換ルール」の対象となります。

再雇用の高齢者はどうなる？

通常は、同一の使用者と有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、①適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、②定年に達した後、引き続いて雇用される有期契約労働者(継続雇用の高齢者)については、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。



～ くわしくは無期転換ポータルサイトへアクセス～

無期転換のルールの概要、無期転換のメリット、参考となるモデル就業規則、助成金などの導入支援策が掲載されています。<http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト

検索

～ 宮城県 最低賃金が改定されました ～

宮城県最低賃金額が、改定前の時間額 748 円より **24 円引き上げ**られています。

最低賃金制度は、年齢やパート・学生アルバイトなどの働きかたの違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。

雇う上でも、働く上でも、最低限のルールですので、使用者も労働者も必ず確認をお願いします。

宮城県最低賃金

772

24 円
UP

円

(時間額)

平成 29 年 10 月 1 日から

* 特定の産業で働く労働者には、宮城県の特定(産業別)最低賃金が適用されます。

[平成 29 年の宮城県内の死亡災害事例 5 月から 8 月]

1	5 月	漁業	定置網漁船の出航前、エンジンをかけた状態で、被災者が船上の網を覆っていたブルーシートを取り外す作業を行っていたところ、当該船の巻き取り装置にブルーシートとともに巻き込まれた。
2	5 月	小売業	プラットホームの縁に立ち、後進してくるトラックを誘導していた被災者が、当該プラットフォームから下のコンクリート面に墜落した。
3	7 月	建設業	作業終了後、ワゴン車で現場から会社に向けて帰る途中、東北自動車道下り線で、ワゴン車が左ガードレールに衝突し、後部座席に同乗していた被災者が死亡し、その他の同乗者も負傷した。
4	8 月	建設業	壁補修工事中、コンベア点検用のステージから、壁補修用足場に移る際、当該コンベア内に落下し、巻き込まれた。

職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請について

平成 29 年は、全国的には死亡災害が夏場に急増し、8 月末現在の対前年比で 9.6% の増加になっており、8 月単月では、前年同月比 57.1% の増加となっています。こうした状況をふまえ、厚生労働省から緊急要請がありました。

宮城労働局管内では、死亡災害は減少傾向にあるものの 9 月に仙台労働基準監督署管内で死亡災害が発生しているところです。安全衛生活動を総点検していただくようお願いします。

[管内の労働災害発生状況]

	28 年 全期		26 年 同期		27 年 同期		28 年 同期		29 年 9 月末					
	死	傷 死亡	死	傷 死亡	死	傷 死亡	死	傷 死亡	死	傷	死亡	構成比 (%)	増減数	増減率 (%)
全産業	309	2	159	2	167	2	213	1	193			100.0	-20	-9.4
製造業	85		35	1	39	1	59		49			25.4	-10	-16.9
建設業	56	1	25		25	1	37		18			9.3	-19	-51.4
運輸交通業	45		29		31		33		41			21.2	+8	+24.2
商業	47	1	17		27		32		27			14.0	-5	-15.6

発行：古川労働基準監督署 安全衛生課 (本誌に対するご意見、苦情等があればご連絡ください。)

電話 0229-22-2112(代表) 〒989-6161 大崎市古川駅南 2-9-47

バックナンバーは 「宮城労働局 古川労働基準監督署からのお知らせ」で